

# 岐阜県公報

第千八百三十五号  
平成十九年四月十日

(火曜日)

## 目次

### 告示

道路の供用開始  
関市の区域内の字の区域変更

(道路維持課) 二六五  
(中濃振興局中濃事務所) 二六五

### 公示

県営土地改良事業計画の決定  
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等  
市営土地改良事業の換地処分  
基本測量の終了  
公共測量の実施  
笠原都市計画の図書の縦覧  
恵那都市計画の図書の縦覧  
土岐都市計画の図書の縦覧

(農地計画課) 二六六  
(同) (二六六)  
(同) (二六七)  
(用地課) 二六七  
(同) (二六八)  
(同) (二六八)  
(同) (二六八)  
(同) (二六八)  
(同) (二六九)

## 告示

岐阜県告示第二百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年四月十日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の年月日又は告示の年月日)
県道	海安津八線	安八郡安八町牧字石土手三三〇五番一地从先から同郡同町牧字石土手三三一八六番一地先まで	三〇五・〇	平成一九・四・一〇	平成一九・一・一〇

岐阜県告示第二百九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、関市の区域内の字の区域を変更した旨関市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであって、地番等は掲示場

に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
西田原字佐實理	大杉字香林庵の一部
大杉字戸石	大杉字香林庵の一部、西田原字佐實理の一部
大杉字香林庵	西田原字佐實理の一部

この処分は、県営土地改良事業関田原地区に係る換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成十九年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 掲示場

中濃総合庁舎及び関市役所

二 掲示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲示期間

平成十九年四月十日から

同 年五月一日まで

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
山 本 上 地 区	美濃加茂市役所	平成一九・五・四・一〇から 同 五・一・一まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
中 池 地 区	可児市役所	平成一九・五・四・一〇から 同 五・一・一まで

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を揖斐川町長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
揖斐西部地区	揖斐川町役場	平成一九・五・四・一〇から 同 五・一・一まで

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業計画の変更についてその概要等を揖斐川町長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
深 坂 地 区	揖斐川町役場	平成一九・五四・一〇から 五四・一一まで

市営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、高山市営土地改良事業二滝地区の換地処分を平成十九年三月十六日にした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成十九年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成十九年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

- 二 作業種類  
基本測量（一万分一地形図修正作業）

三 作業期間

平成十八年六月三十日から

同 十九年三月二十日まで

四 作業地域

羽島市

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成十九年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（二千五百レベルGIS基盤情報整備作業）

三 作業期間

平成十八年九月二十一日から

同 十九年三月二十日まで

四 作業地域

瑞浪市

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成十九年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
国土交通省国土地理院
- 二 作業種類  
基本測量（ジオイド測量）
- 三 作業期間  
平成十八年十月二十三日から  
同 十九年三月十六日まで
- 四 作業地域  
大垣市、瑞浪市、恵那市、土岐市、揖斐郡揖斐川町及び池田町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関  
国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所
- 二 作業種類  
公共測量（水準測量（地盤変動調査））
- 三 作業期間  
平成十八年九月十六日から  
同 十九年三月十五日まで
- 四 作業地域  
羽島市及び海津市

笠原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同

法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
笠原都市計画道路 三・五・二号 笠原南北線
- 二 縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

笠原都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称  
笠原都市計画土地区画整理事業  
神戸・栄土地区画整理事業
- 二 縦覧場所  
岐阜県都市建築部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

恵那都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆

の縦覧に供する。

平成十九年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

恵那都市計画ごみ焼却場 一号 恵那市ごみ焼却場

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び恵那市建設部都市整備課

恵那都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

恵那都市計画火葬場 一号 恵那市火葬場

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び恵那市建設部都市整備課

土岐都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

土岐都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び土岐市建設部都市計画課

平成十九年四月十日印刷  
平成十九年四月十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社